

公 売 財 産 概 要 書

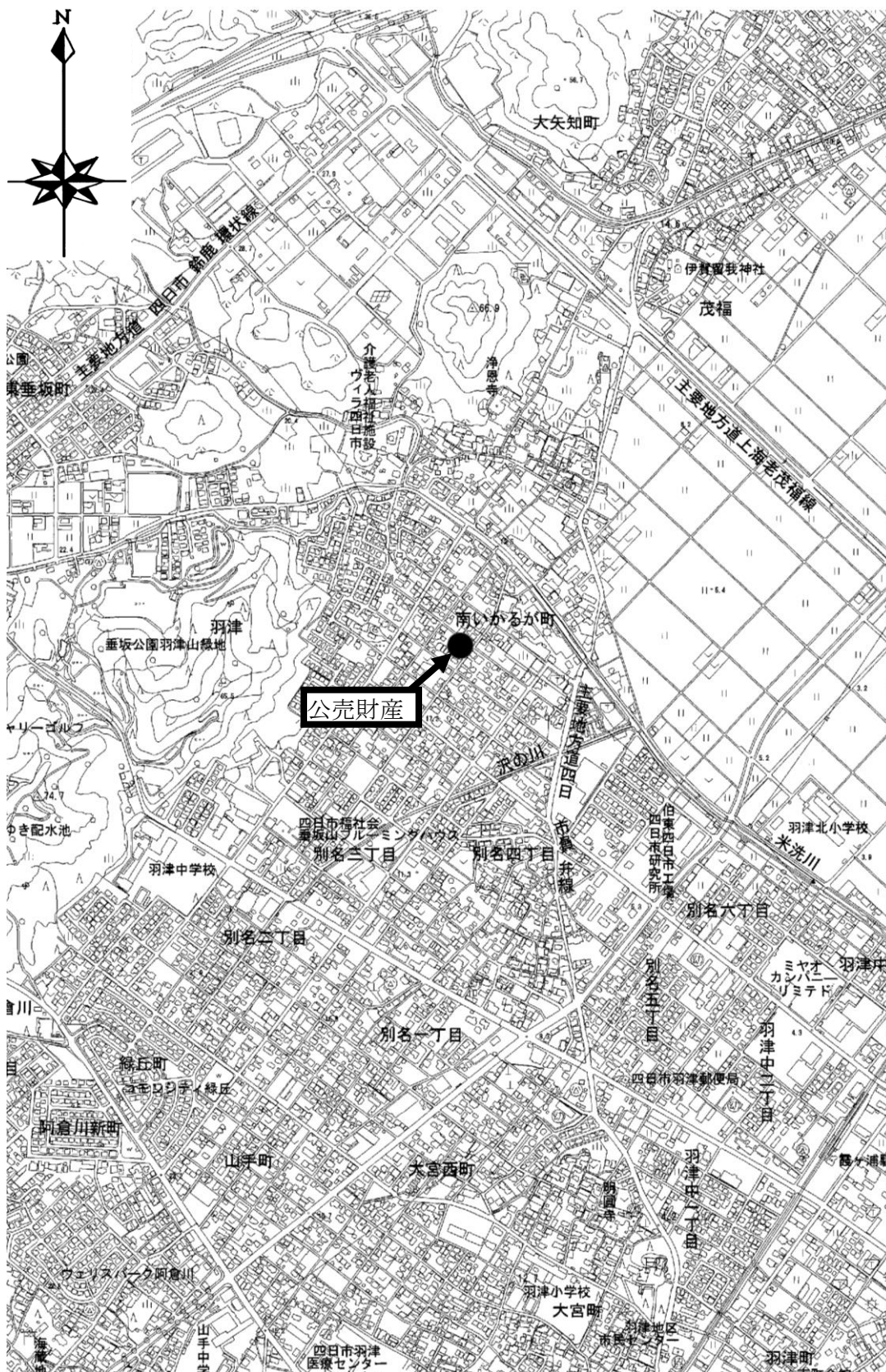
売却 区分 番号	6 - S 2
公 売 財 産 の 表 示	<p>(土地の表示)</p> <p>所 在 四日市市南いかるが町</p> <p>地 番 4 3 8 1 番</p> <p>地 目 畑</p> <p>地 積 8 0 6 m²</p>
見積 価額	1 3, 2 2 0, 0 0 0 円
公売 保証 金	1, 3 3 0, 0 0 0 円
公 売 条 件 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 地目・地積は登記簿による。 2 境界については隣接土地所有者と協議すること。 3 公売財産は、近鉄名古屋線「霞ヶ浦」駅の北西方約 1.6 km（道路距離）に位置する。 4 公売財産は、主要地方道四日市員弁線西方背後の概ね平坦地勢下に形成された戸建住宅を主体として共同住宅などが混在する住宅地域に所在する。 5 公売財産は、令和 6 年 2 月 8 日現在、概ね平坦地勢の雑種地（一部が資材置場など）である。中央部に、所有者不明の木造の構築物（概測 9 m²・倒壊状態）があり、南部に、所有者不明のスチールパイプ製の構築物（概測 15 m²）があり、建築資材などが置かれている。なお、中央から北西部にかけて庭木・雑草が繁茂している。 6 公売財産は、南東側で市道（現況幅員約 4.5 m・舗装）に接し、北東側で市道（現況幅員約 3.6 m・舗装）に接する。なお、北東側の道路は建築基準法第 4 条第 2 項である。 7 公売財産内に上下水道・都市ガスの整備はされていない。（上下水道・都市ガスの本管は南東側及び北東側市道に埋設があり、利用は可能である。） 8 公売財産の中央南東端部に 1 4 - 1 番組共用のごみ集積場（概測約 7 m²）が設置されている。（当該ゴミ集積場の移設・廃止・統合などについては自治会及び関係者との協議を要する） 9 公売財産内に廃棄物等の動産類が放置されており、北東中央部に廃車 1 台も放置されている。 10 都市計画法 市街化区域 第二種中高層住居専用地域 指定建ぺい率 6 0 %、指定容積率 2 0 0 %

文化財保護法 周知の埋蔵文化財包蔵地「大膳寺跡」

- 11 農地買受適格証明書の提出又は呈示がないときは、公売に参加できない。
- 12 権利移転及び危険負担の時期は、四日市市農業委員会の許可若しくは届出の受理があった時とする。
- 13 消費税及び地方消費税については非課税財産である。

公
売
条
件
等

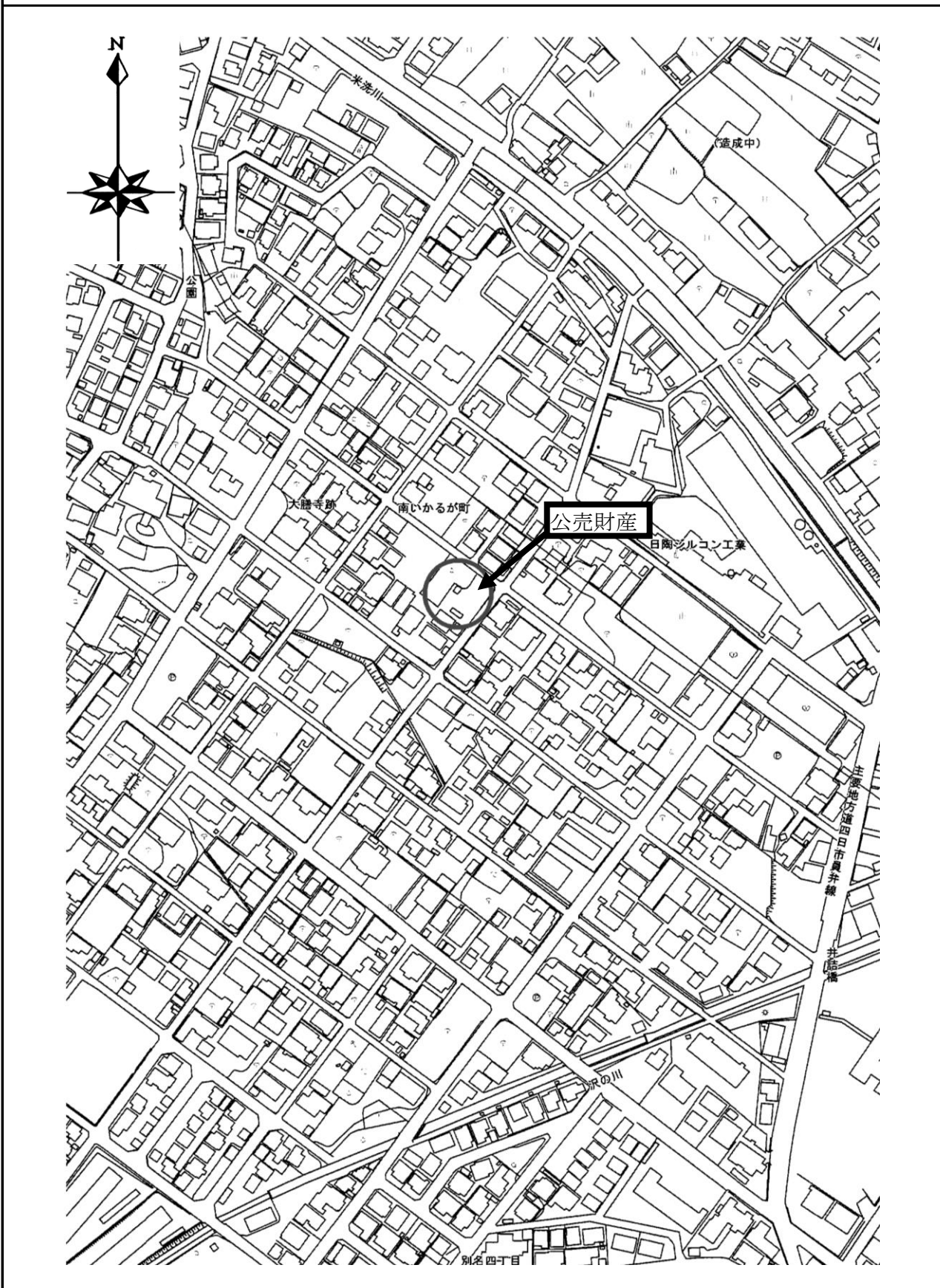
所在図



売却区分番号

6-S2

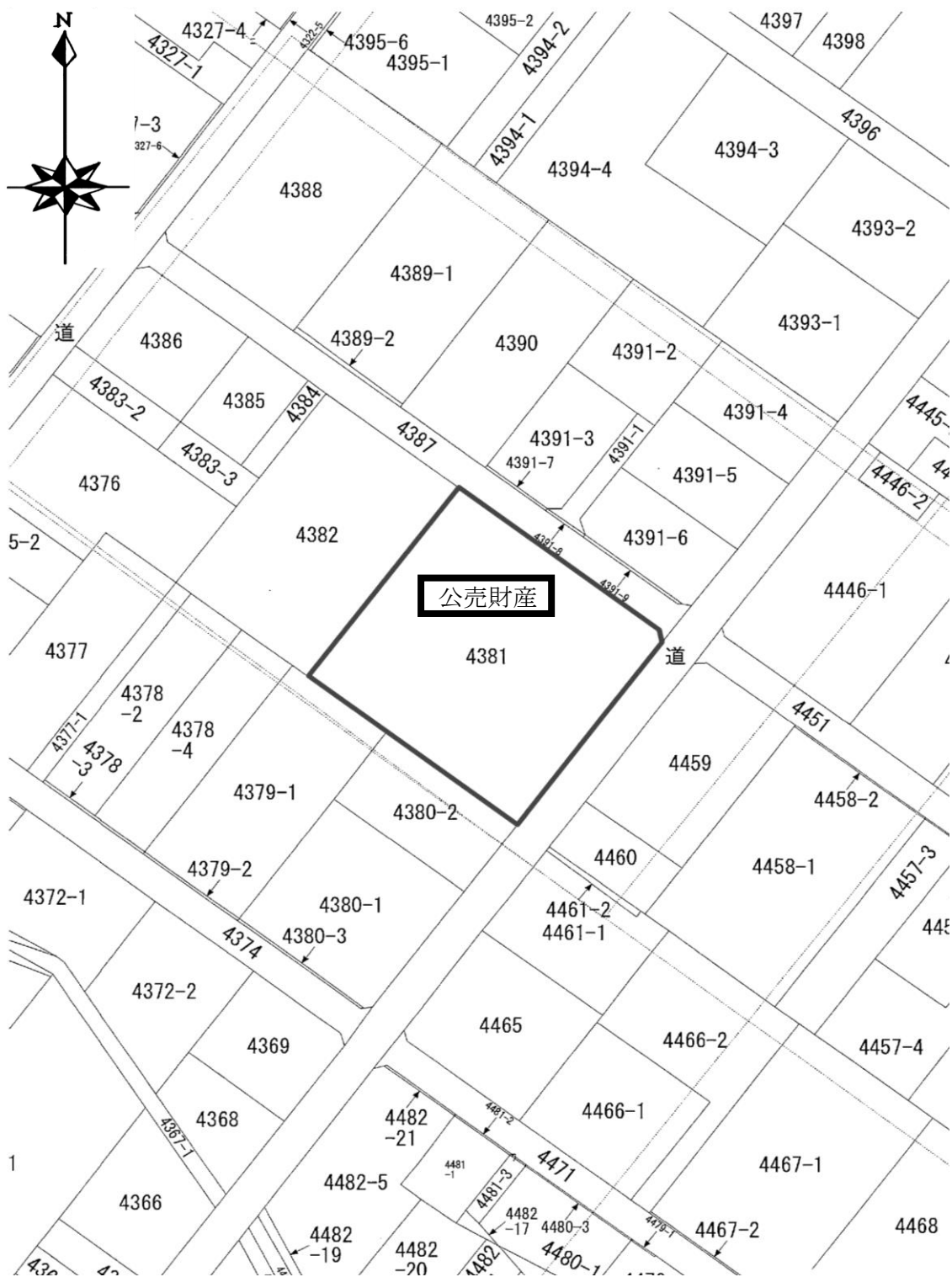
所在図



売却区分番号

6-S2

土地参考図(公図)



売却区分番号

6-S2



売却区分番号

6-S2



売却区分番号

6-S2



売却区分番号

6-S2



売却区分番号

6-S2

